

# 労働法・労働組合を 学校で学ぶ

学生アルバイト調査と団結「剣」\*<sub>1</sub> 学習の実践から



川村雅則・北海道大学

昨冬、問題意識を同じくする高校教員、弁護士そして労働NPO関係者と共著で本を出した。タイトルは、『学校で労働法・労働組合を学ぶ——ブラック企業に負けない!』（きょういくなえット）である。

雇用・労働分野に限っても、学生時代の「ブラックバイト」に始まり、シウカツの重圧、増大する無業・失業、非正規での労働市場への参入、そして「ブラック企業」問題など、若者を取り巻く状況は厳しい。そういうなかで、教育機関に身を置くものとして学生（生徒、若者）に伝えるべきは何かを日々考え、研究と教育実践を重ね

かわむら・まさのり

1974年生まれ。反貧困ネット北海道・副代表。官製ワーキングプア問題や非正規雇用問題など、労働組合関係者と一緒に、各種の調査研究活動にとりくむ。著書に、『学校で労働法・労働組合を学ぶ——ブラック企業に負けない!』（共著、きょういくなえット）。

ている。そこでの試行錯誤を本稿では紹介し、各地のとりくみに役立ててもらいたい。<sup>\*2</sup>

## 働く現状を題材に、 その際の注意事項

「働く」を考える際、働く者のリアルな現状から出発することが肝要である。ここ数年は、雇用問題やひどい働かされ方などに関する報道も少なくなかったので、学生もそれなりの知識を得ている。

しかしながら、ひどい現状を知るだけでは、逆効果もありえる。働くことへの忌避感や、だからこそ「非正規ではなく」安定

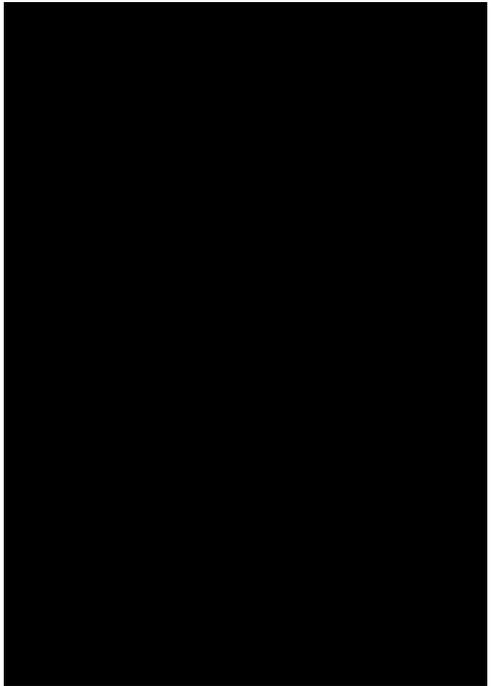
した仕事・雇用に!」という焦燥感（現行のキャリア教育では、そういう脅かしも活用されている）、あるいは、厳しい就職状況をくぐり抜けて正職員になることができたジブンの力を誇る、よりいつそうの勝ち組・負け組思考を生み出しかねない。若者の労働の現実が十分に扱われない現行のキャリア教育の問題を認識していると、「だからこそ」とつい力が入ってしまいがちなことには、教える側にも注意が必要だ。<sup>\*4</sup>

現状の背景（問題の構造化）や、問題の解決方法などがセットで扱われる必要がある。

## 学生自身の手で集めた 「学生の現状」から考える

現状を題材に、といった場合、学生の実態——ここでは、学生の多くが経験しているアルバイトの実態（関連して奨学金・学費問題も重要だが省略）——から考えさせるのが、より効果的である。それも、学生自身の手で実態を集められれば、なおさら良い。というのも、調査というが、そもそも何を調べればよいのか。学生バイトによく見られる問題やその違法性などを、まずはみずからが理解しなければならぬ。その段階で、自分たちの働き方に少なからぬルー違反があることを「発見」する。

最賃こそ最近では広く知られるようになって



てきたが、深夜割増の規定はまだまだ。仕事上ミスをした際の賠償の必要性など、少々難しいレベルに至っては、言うまでもない。

そう考え、私のゼミでは、毎年、学生が学生のアルバイト実態を調べ、結果を『白書』という形でとりまとめている（2010～14年版）。

なお、ここでいう調査には、アルバイトの実態を調べるだけでなく、雇用契約書や就業規則、36協定書などの関係書類を集めることも含まれる。その際には、この作業が授業の課題である（単位がかかっている）ことを「お守り」「錦の御旗」にすれば、学生もとりくみやすい（詳細は前掲の共

著を参照）。

### 労働法と労働組合はセットで

さて、私たち労働者を守る法制度は実は少なくないこと、それでも実際にはさまざまな問題が見られることがわかったら、その次の段階がまた重要だ。ここで、「じゃあバイト先に是正を求めてみよう」というのがいかに「無茶ぶり」であるか。そこで、労働組合の学習が必要になる。

若者の使い捨て現象を背景に、近年、労働法を教えるとりくみが広がっていることを最大限に評価したうえで、しかしながら教え方によってはそれが、「ルールを学ん

で問題解決を図るのもアナタたち個々人の責任」というメッセージになりかねないことを危惧する。私たちの共著タイトルが示すように、労働法と労働組合はセットで学ぶ必要がある。

確かに労働法では、労働条件の決定に際しては労使対等が原則であることがうたわれている。だがその非現実性は、学生自身が日々のバイトのなかでイヤと言うほど感じている（急な呼び出しや商品の買い取りさえ断ることの難しさ）。そこで労働組合だ。でも、労働組合を教える際にも注意が必要だ。

これだけの情報社会だけれども、労働組合の本来の機能を学生が知るのには難しい。メーデーやデモの映像、あるいは、十分な説明なしで労組の激しい抗議行動の映像などを見せても、場合によってはヒカれてしまっておそれもある。なので、具体的な事例を用いるにせよ、なぜに当事者が団結権を行使するに至ったのかから説き起こして考えさせることが大事である。

とはいえ、誰がそれを？　そこで、「餅は餅屋」。地域には、さまざまな労働問題の解決にとりくむ専門家があり、そこで救われた人たちがいる。彼らの力を借りるのだ。

ちなみに共著に私が掲載したのは、職場の固定残業制・長時間労働に悩んだ（労働

法や労働組合には無縁の) 若者たちが、地域  
 労組(札幌地域労組)への労働相談を契機  
 に、労組を結成、不当労働行為を受けつ  
 つも問題解決に粘り強くとりくみ、ついには  
 和解に至る、といった事例だ。とりくみの  
 なかでの葛藤も含め、等身大の姿を当事者  
 に語ってもらうからこそ、労働組合は身近  
 な存在で、将来の私自身であるかも、との  
 思いにも至る。労働問題を解決する武器<sup>\*</sup>  
 「団結剣」の「伝授」である。

## 問われる 教える側の労働組合観

文字どおり命にも関わる問題が、若者の  
 働く職場で発生している。最低限、学生を

「無防備」で社会に送り出さないこと。そ  
 れは、学校関係者の役割ではないか。

ただ、学校がすべてを背負う必要はない。  
 関係者の力を借りればよい。問題意識など  
 をしっかり共有したうえで専門家の力を借  
 りることは、学生にとっても有益だろう。

「学校が」ではなく「学校で」である。

ただここで、教える側に関わって気にな  
 ることがある。教員自身の多忙や、卒業生  
 の仕事に対する問題意識の希薄さはともか  
 くとしても、教員と労働組合の「距離」で  
 ある。そもそも、教員自身は労働組合を必  
 要としているのか。そうでないなら、こう  
 したとりくみの必要性も理解されないだろ  
 う。

そう考えると、以上の一連のとりくみは、  
 教員自身が、みずからの労働者性や労働組  
 合の必要性を認識(再認識)する過程でも  
 ある。全国各地のとりくみや「教材」が共  
 有されることを願う。

### 注

【\*1】本文で事例紹介している札幌地域労組の現副委員長、  
 鈴木一氏による講話。

【\*2】教材でも使ってもらえればと初出の原稿(資料の名  
 称も掲載した。いずれも筆者サイトからダウンロード可。  
<http://www.econ.hokkai-u.ac.jp/masanori/index>

【\*3】この志保美川(013)を参照。

【\*4】ちなみに、権利問題を中心に扱う本稿ではふれることが  
 できないが、労働の社会的意義なく、そもそも論も扱  
 われるべきなのは言わずもな。

【\*5】たとえば全国大学生生活協同組合連合会の調べでは、学生  
 の就労率はおよそ7割である。

【\*6】北海道大学学生アルバイト白書。学生バイトの現状  
 や関係者と共有したい問題意識をコンパクトにまとめた  
 『当世』大学生のアルバイト事情(笑論)をくらしたい』2  
 015年7月1日にも参照。

【\*7】労働組合を学校現場に招くのは難しいとの話も聞く。  
 「カリスマ経営者や」内定の達人などがスムーズに入り  
 込んでいるのに対してオカシナ話だと話す。それはさて  
 おくとしても、何もここでの提起は、労働組合による考え  
 方や価値観を一方的に教えよ、というのではもちろんな  
 い。憲法や労働法が要請している問題解決の方法を学ぶ、  
 あるいは(控え目)に言っても、労使双方の視点を学ぶこと  
 である。そして、わが国企業別組合の問題点を学ぶことも  
 一つには含む。

【\*8】他にも、地域労働組合員からの聞き取りをまとめた「労働  
 組合レポート」を参照。

### 参考文献

熊沢誠(2006)「若者が働くとき——使い捨てられも燃  
 えつきもせず」ネルヴァ書房。  
 尾美川孝一郎(2013)「キャリア教育のウン」筑摩書房。

